**平成２２年（ヒ）第２０５３号**
東京都千代田区九段南４丁目２番11号
清算株式会社　株式会社ジェイ・ファイナンス
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２０５２号**
東京都千代田区九段南４丁目２番11号
清算株式会社　株式会社ジャックアカウンティング
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２０５４号**
東京都千代田区九段南４丁目２番11号
清算株式会社　株式会社日本中古車査定センター
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第３０２６号**
大阪府門真市柳田町４番17号
清算株式会社　高園メディウェル株式会社
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（ヒ）第３０３１号**
大阪府寝屋川市成田東町21番６号
清算株式会社　株式会社オフィスセンター
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（ヒ）第３０３４号**
大阪市北区大淀北１丁目４番26号
清算株式会社　株式会社大淀製作所
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（ヒ）第１００５号**
広島市中区大手町４丁目６番16号
清算株式会社　株式会社戸山カンツリー倶楽部
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２２年（ヒ）第２５号**
福岡市中央区港２丁目４番13号
清算株式会社　かなまる株式会社
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

## 特別清算協定認可

**平成２２年（ヒ）第２０８６号**
東京都北区田端新町２丁目22番11号
清算株式会社　光陽運輸株式会社
代表清算人　林　　成光
1　決定年月日　平成22年12月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　協定債権
協定債権とは、光陽運輸株式会社（以下「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいう。
各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額とする。
2　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
3　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
4　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　権利の変更
1　配当基準額
各協定債権者が清算株式会社に対して有する協定債権の内、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額を配当基準額という。
各協定債権者の配当基準額は、別表「配当基準額」欄記載の金額である。
2　初回弁済
⑴　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可決定確定日から１か月以内に、配当基準額の0.898％の金額を弁済する。
⑵　各協定債権者に対する弁済金額は、別表「初回弁済予定額」欄記載のとおりである。
3　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、協定債権のうち利息及び遅延損害金について、全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、前記弁済と同時に、協定債権額から既弁済額を控除した協定債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
4　追加弁済
前記初回弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権等を控除した残額を追加弁済の原資とし、各協定債権者の配当基準額から初回弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、初回弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については、随時弁済する。
（別表省略）
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第１８号**
長野市大岡中牧字聖274番地１
清算株式会社　大岡リゾート開発株式会社
代表清算人　西村　直吉
1　決定年月日　平成22年12月28日
2　主文　本件協定を認可する。
長野地方裁判所民事部

## 配当表認可

**平成１７年（船）第１号**
大韓民国ソウル特別市瑞草区蠶院洞37―12　ノンヨンビル702号
申立人　ピア・シッピング・カンパニー・リミテッド
主文　配当表を認可した。
平成22年12月27日
広島地方裁判所民事第４部

## 包括的禁止命令

**平成２２年（再）第２７号**
大阪府箕面市粟生外院６丁目２番40号
再生債務者　プラント陸送株式会社
主文　すべての債権者は、再生債務者につき民事再生法250条１項の規定による破産手続開始決定があるまでの間、再生債務者の財産に対し、破産法25条１項に規定する強制執行等及び国税滞納処分（国税滞納処分の例による処分を含み、交付要求を除く。）をしてはならない。
平成22年12月27日
大阪地方裁判所第６民事部

## 監督命令

**平成２２年（再）第３号**
京都府南丹市園部町大河内小米阪１番地17
再生債務者　阿龍山瑞専寺
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　京都市中京区河原町二条南西角河原町二条ビル５階　京都総合法律事務所　弁護士　池上　哲朗
平成22年12月28日
京都地方裁判所第５民事部

## 再生手続開始

**平成２２年（再）第９号**
名古屋市名東区香南２丁目915番地
再生債務者　株式会社テクノエイト
1　決定年月日時　平成22年12月27日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年１月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年２月21日から平成23年２月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部